

議案第15号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の費用負担義務等) 第15条 略</p> <p>第15条の2 <u>前条の規定にかかわらず、簡易専用水道施設により給水を行う県営住宅のうち規則で定めるものにおける水道及び下水道の使用料（当該使用料として当該県営住宅の所在する市町村の条例で定める方法により算定され、当該市町村から県に支払請求があったものに限る。以下「水道等の料金」という。）は、県の負担とする。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規則で定める県営住宅における水道及び下水道の施設の使用について、同項の規定により水道等の料金として県が負担する額を規則で定めるところにより算定する当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収する。</u></p> <p>3 <u>前項の使用料は、第9条第4項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日（入居者が第23条第1項の検査を受けないで県営住宅を退居したときは、知事はその事実を知った日）までの使用について徴収する。</u></p>	<p>(入居者の費用負担義務) 第15条 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の分の水道等の料金（当該水道等の料金のうち、同日前の分と一括して支払請求のあったもの（以下「施行日前分を含む料金」という。）を除く。）について適用し、同日前の分の水道等の料金及び施行日前分を含む料金については、なお従前の例による。